

LP ガス商慣行是正に伴う取組宣言

株式会社 J A エコパルは、2024 年 4 月 2 日に公布、同年 7 月 2 日に施行の液化石油ガス法の改正を遵守し、適正な取引慣行の確立および料金の透明化に向け、以下のとおり行動指針を定め取り組んでまいります。

1. 法令の遵守

(1) 過大な営業行為の制限

ガス供給先を獲得することを目的として、以下の方々に対し「特別(過大)な利益供与」を行いません。

- ① 賃貸集合住宅の所有者等
- ② 賃貸集合住宅管理等を業務されている方、または建設事業者の方

(2) 三部料金制の徹底

基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制を徹底します。
また、賃貸集合住宅の設備料金は徴収いたしません。

(3) LP ガス料金等の情報提供

賃貸集合住宅等の入居希望者には、賃貸借契約締結前に不動産管理会社様等を通じて料金情報を提供するよう努めます。

2. 体制の整備

上記の行動指針を全ての関係者に周知し、適正な業務運営体制の構築と、信頼関係の維持・向上に努めます。

3. 地域社会への貢献

当社の行動規範に基づき、LP ガスの安定供給を通じて消費者の皆様の安全・安心に寄与するとともに、地域社会との交流を深め、その発展に貢献してまいります。

令和 8 年 5 月 25 日
株式会社 J A エコパル